

## 鹿沼市放課後児童健全育成事業運営委託 仕様書

鹿沼市（以下「市」という。）が実施する放課後児童健全育成事業の運営業務を委託するための仕様について、次のとおり定める。

### 1 事業の実施場所

事業の実施場所は、次の放課後児童クラブの設置場所とする。

| No. | クラブ名                         | 定員                   | 所在地                 |
|-----|------------------------------|----------------------|---------------------|
| 1   | 鹿沼市中央児童会                     | 72 人                 | 鹿沼市今宮町 1624         |
| 2   | 鹿沼市さつきが丘児童会（1 組、2 組、3 組、4 組） | 各 36 人               | 鹿沼市栄町 2 丁目 21 番地 10 |
| 3   | 鹿沼市東児童会（1 組、2 組、3 組）         | 各 36 人               | 鹿沼市東末広町 1082        |
| 4   | 鹿沼市みどりが丘児童会（1 組、2 組）         | 1 組 43 人<br>2 組 32 人 | 鹿沼市西茂呂 3 丁目 7-19    |

### 2 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 3 委託事業の内容

- （1）放課後児童健全育成事業の運営に関すること。
- （2）事業に供する建物の日常の維持管理に関すること。
- （3）ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に関すること。
- （4）その他市が必要と認める事項

### 4 業務委託の基準

#### （1）職員の配置人数

職員（放課後児童支援員又は補助員をいう。）の配置人数（1 支援単位当たり）の基準は、次のとおりとする。この場合において、職員を配置するに当たっては、常時 1 人は放課後児童支援員（みなし支援員を含む。）を配置しなければならない。

配置基準（通常）

|     | 平日（月～金）   | 配置支援員数 |
|-----|-----------|--------|
| 児童数 | 10 人以下    | 2 人    |
|     | 10～40 人まで | 2 人    |
|     | 41 人以上    | 3 人    |

|  |    |     |
|--|----|-----|
|  | 土曜 | 2 人 |
|--|----|-----|

障がい児担当保育支援員の加配

| 平日（月～金） |                                                   | 配置支援員数 |
|---------|---------------------------------------------------|--------|
| 児童数     | 1～2人                                              | 1人     |
|         | 3人以上                                              | 2人     |
|         | ※学童から要望があり、その他人数が特に多い場合や、重度障害がある場合などに応じて市が認めた場合加配 |        |
| 土曜      |                                                   | ※と同様   |

#### （2）配置する職員

受託者は、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会の派遣職員を各クラブに配置すること。

(3) 開所日

毎週月曜日から金曜日まで及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに翌年 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）

(4) 開所時間

ア 小学校の休業日及び土曜日は午前 8 時から午後 6 時まで、それ以外の日は放課後から午後 6 時まで。ただし、市が必要と認める場合は、開所時間の変更又は延長をすることができる。

イ 学校の判断により学級閉鎖等が実施される場合は、受託者が随時対応するものとする。

(5) 清掃等に関する事項

日常的に清掃、衛生管理、設備・備品の点検を行うこと。

(6) 安全管理に関する事項

不法行為等があった場合は適切な処理を行い、市及び関係機関に報告すること。

(7) 保険等の加入

ア 通常の児童の育成支援に当たって発生する児童の負傷等に対応するため、普通傷害保険に加入すること。

イ 児童の育成支援に起因して児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入すること。

(8) 個人情報の取扱

個人情報の取扱については、市に準ずること。

(9) 帳簿等の整備

児童台帳、日誌、出席簿、その他必要な書類を整備し、適正な指導に努めること。

(10) 鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業

放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者であってひとり親家庭等のものに対する経済的負担の軽減を図るため、利用料の全部又は一部の助成を行うこと。

(11) その他

ア その他事業の実施に当たっては、鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鹿沼市条例第 22 号）その他関係法令のほか、国の所管省庁が示す放課後児童クラブ運営指針及び市の指導・指示に沿って行うこと。

イ アに従わないときその他業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、

業務委託の契約を解除するものとする。この場合において、当該解除により市が受ける損害に対し、受託を解除された受託者は、当該損害を賠償しなければならない。また、解除に伴う業務引継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。

ウ 事業の実施は自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

## 5 備品・消耗品

### (1) 鹿沼市が貸与する備品

業務委託開始時において必要と認める備品は、市で無償貸与する。

### (2) 受託者が準備すべき備品・消耗品

業務委託期間中に貸与品とは別に新たに調達する備品・消耗品については、受託者の負担とする。ただし、備品等の設置については事前に市と協議を行い、承認を得ることとする。

## 6 委託料の支払

委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準とし、原則として年4回（5月・7月・10月・1月）に分けて支払うものとする。

## 7 施設・備品の修繕

施設・備品の修繕については、軽微な場合及び受託者に故意又は過失がある場合を除き、協議の上、市が行うものとする。

## 8 危険負担及び事故に伴う損害の賠償

事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、各事案の原因により判断するが、受託者にあつては、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市及び施設管理者に報告しなければならない。

なお、施設に対する火災保険は市で加入するが、児童の保険については受託者で加入しなければならない。

## 9 受託申込書・完了報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結日の前に受託申込書及び関係書類を作成し、市に提出しなければならない。

(2) 受託者は事業を完了したときは、速やかに完了報告書及び関係書類を市に提出しなければならない。

## 10 その他

この仕様書に記載のない事項については、市との協議により決定するものとする。